

物価高騰対策 くらし応援商品券

地域経済の再生及び、原油価格・物価高騰への支援を目的として、町内の取扱店舗で使用できる「物価高騰対策くらし応援商品券」を発行します。

各世帯
1人
あたり

20,000円分



対象期間

2026.2.24 火～7.31 金



不在等でお受け取りができなかった方

再配達 3月31日まで

川俣郵便局(電話 070-7146-2143 川俣町字五百田41-1)に
ご連絡ください。

引き換え 4月6日から7月31日まで

川俣シルクスタンプ会(川俣町商工会内 川俣町字八反田23)
(電話 024-565-2377 午前9時から午後5時まで 土・日・祝祭日は休み)。
※世帯通知書(商品券発送前にお送りするご案内状)と世帯員ご本人であることを確認できる身分証明書
(免許証、マイナンバーカード、学生証など)が必要です。引き換えは中学生以上の方に限ります。



対象者 令和8年1月1日現在、川俣町の
住民基本台帳に登録されている町民
※世帯が同じ家族の分は、まとめて配付となります。

使用期間 令和8年2月24日(火)
～令和8年7月31日(金)

※期間を過ぎた商品券は無効となります。
※お早めにご使用ください。

注意事項

※川俣シルクスタンプ会において世帯通知に記載されて
いる世帯員全員が直接商品券を受け取ることができない
場合は、引き換えを代理人へ委任することができます。

※商品券は、次の商品・サービスとは引き換えできません。

- 国や地方公共団体への支払い並びに公共料金の支払い(税金、振込手数料、電気・水道料金等)
- 有価証券、商品券、ビール券、酒券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- たばこ事業法に規定する製造たばこの購入
- 取扱店自らの事業上の取引(商品の仕入れ、自社商品の購入等)
- 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に係る支払い
- 現金との換金、金融機関への預け入れ
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業に係る支払い
- 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- 医療機関に対する窓口支払い

問い合わせ先 川俣町政策推進課まちづくり推進係 TEL566-2111

協同組合川俣シルクスタンプ会(川俣町商工会内) TEL565-2377